

平成23年度第3回岡山県障害者施策推進協議会 議事概要

平成23年度第2回岡山県自立支援協議会

(開催要領)

- 1 開催日時 平成24年2月8日(水) 14:00～16:00
- 2 場 所 ピュアリティまきび 3階橋の間
- 3 出席委員名 (合計18名、敬称略、小池委員は両協議会の委員として重任)
(岡山県障害者施策推進協議会委員)(計14名、敬称略)
綾部 小百合、小田 眞弓、片岡 美佐子、岸 堅士、小池 将文、坂本 啓治、
徳弘 昭博、永井 美代子、永田 恵子、中山 芳樹、福島 忠雄、宗高 弘子、
森脇 久紀、(代理)平松 卓雄
(※中島洋子委員 欠席)
(岡山県自立支援協議会委員)(計5名、敬称略)
小池 将文、中倉 隆巨、花谷 武則、堀井 茂男、牧野 恭典
(※安田和弘委員 欠席)

(議事次第)

1 開会

2 次長挨拶要旨

本日は大変御多忙の中、平成23年度第3回岡山県障害者施策推進協議会及び平成23年度第2回岡山県自立支援協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、平素より本県の障害者福祉の向上に御尽力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。昨年の10月に第1回の障害者施策推進協議会を開催させていただきまして、国の障害者施策の動向、第2期計画の実施状況、そして、第3期計画の方向性について御協議いただき、御意見を賜りました。12月には第2回の協議会を開催させていただき、そうした御意見を踏まえて作成した素案を提出させていただき、委員の皆様方から貴重な御意見を賜ったところでございます。この委員の皆様方からの御意見に加え、12月から1月にかけて実施したパブリックコメントに寄せられた県民の皆様方の御意見、1月に実施した関係団体からの意見聴取において寄せられた御意見、そして、市町村との協議結果を踏まえまして、本日お手元に配付させていただいております最終案を作成いたしましたので、改めまして、委員の皆様からの忌憚のない御意見を承りたいと考えております。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

3 議事概要

<議題1>第3期岡山県障害福祉計画(仮称)の最終案について

◆会長

この会議は岡山県障害者施策推進協議会と岡山県自立支援協議会の合同開催という形で進めさせていただきます。本日の議題は、第3期岡山県障害福祉計画（仮称）の最終案についてでございます。事務局の方から説明をお願いします。

◇古南障害福祉課長

（資料に基づき、第3期岡山県障害福祉計画（仮称）最終案について説明）

◆会長

障害者に関する計画には、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画があります。障害者計画は福祉部門以外の教育、雇用、公共交通機関、バリアフリーなど障害者の関係の施策のあらゆる分野に広がっていますが、障害福祉計画はその中でも福祉、とりわけ、地域生活移行や一般就労移行に重点を置いた計画ということでございます。いろいろと御意見があらうかと思しますので、御発言をお願いしたいと思います。

◆委員

地域相談支援というサービスについて、「緊急の事態に対応して速やかに駆けつけられる常時の連絡体制を確保するとともに、緊急訪問・緊急対応等を実施します。」と記載されていますが、常時というのは24時間、休日夜間を含むのでしょうか。また、不安なときには「けんかれん」の「ゆう」に電話することがあるのですが、ここには医療ケアはなく、生活相談的なケアのみです。この地域相談支援には、医療ケアも含むのでしょうか。それともうひとつ、誰に相談すれば良いのかを教えてくださいたいと思います。最後にこれは平成24年度に予算化されるのかどうか。以上、4つの点について教えてくださいたいと思います。

◇則安健康推進課長

常時というのは基本的には24時間のサービスを目指すものです。こういった事業者の養成は一朝一夕にはできることではないと思いますが、地域で安心して暮らすためには、そういった体制が必要であると思います。2点目の医療ケアについては、「けんかれん」へ委託している事業の中には医療ケアは含まれておりません。不安定になった場合の緊急対応も必要ですが、そういう状況に落ち込まないように日々のケアは必要であろうと思っております。さきほどアウトリーチという言葉もございましたが、そういった体制を進める中で日々の生活を支え、不安定になることがないように、予防することも行いながら、不安定になった場合にはできる限りかかりつけの先生方にも支えていただけるようなそういった体制づくりを進めるべきものと考えております。

◇古南障害福祉課長

地域相談支援についての予算関係ですが、これは自立支援法の関係の法定給付という形になりますので、今現実にはないサービスですから、これにつきましては各市町

村、それから県におきまして、サービスの見込量を立てて、見込まれる予算はそれぞれのところで確保するような形にしております。

◆委員

この計画とすぐリンクする問題かどうか分かりませんが、昨日から本日にかけてのニュースで民主党の厚生労働部会に対して、厚生労働省が障害者自立支援法の改正案をもって、総合福祉法の改正案に変えるとの報道がなされたところございます。そして、今現在、推進会議の総合福祉部会が本日18時までの予定で開かれております。その内容を見てみますと、昨年8月30日の骨格提言への対応と厚労省提案の内容が載っております。障害者自立支援法を改正し、平成25年4月1日から施行する方針ということですが、このことにつきまして、まず、第1点目として県当局として、どこまで情報として把握しておられますか。第2点目として、その法改正により障害者自立支援法という言葉がなくなれば、今回の第3期岡山県障害福祉計画はどうなるのか、再度、計画策定に係る策定の委員会を作られるのかどうか。第3点目として、現在の圏域でのサービスの提供状況がございましたが、事業者の立場から考えますと、旧授産施設の協議会でございますので、移行が3月31日までに全て完了するのかどうか。それから、最後に新旧対照表の療育等支援事業を新たに書き込んでいただいています。年々予算を削り込まれていることから、平成24年度予算編成において、どのように取り組んでいるのか、以上、4点についてお伺いしたいと思います。

◇古南障害福祉課長

自立支援法の改正の関係ですが、新聞等で把握できる情報以外はないのですが、骨格提言等の間でかなりの乖離があるようにも読み取れるので、本日の総合福祉部会でのどのような議論がなされるのか、報道を見ない限りは何とも言えません。県としては、新しい制度を作るに当たっては、サービス利用者はもちろんのこと、サービス提供事業者や地方公共団体の意見も十分に反映させながら、国民的合意ができるような形での提案を国にしてきているところであり、検討を要すべき事項があれば検討しなければならないと考えています。内容については、骨格提言の中で求められていた障害程度区分認定を廃止して、必要がある者に対しては、サービスを提供できるようにとの御意見に対しては、検討事項ということで5年間の検討期間が設けられているようです。また、障害の範囲を広げ、難病の患者さんも含めるという案もあるようです。その関係も踏まえまして、さきほどの最終案にも載せているのですが、施策の改正に対応するため、計画期間中であっても改訂を行いますということにしていますので、改正法の法案の中味を見て判断することになります。例えば、難病の患者さんも対象に含めるということであれば、難病の患者さんに対する施策を盛り込むことになります。ただ、計画そのものが法案の中でどのような位置付けになるのかも分かっておりませんので、今の段階では何とも言えませんが、新聞等で取り上げられているように難病の患者さんが対象になるのであれば、そのような視点での見直しも必要になると思います。それから3つ目の旧体系の移行の話ですが、旧体系で事業実施されている事業所におかれましても、この4月までに新体系に移行していただく見込ですので、4月以

降に旧体系の事業所が残る状況ではございません。それから療育等支援事業につきましては、障害のある子どもさんへの相談等にノウハウを有する事業者に、県から委託をして、そのスキルを地域で生活している障害のある子どもさんの療育に役立てていただくという事業であり、財政事情等もありますが、できる限り死守していかなければならないということで取り組んでおります。ただ、障害福祉計画とは直接には関連しないのですが、児童福祉法の改正により、新たに創設される保育所等訪問支援事業との関連を整理をして、そちらで個別給付がもらえるものはそちらへ移行していただくことにより、現在受託していただいている事業所の負担が軽減されるのではないかと考えています。これは希望的推測です。

◆会長

厚生労働省においても法案づくりは行っていると思われませんが、誰もしつかりしたことは言えない状況ではないかと思われま。場合によっては大きな変革はないのかも知れない等という思うこともあります。高齢者の場合もそうですが、障害のある人、特に精神障害のある人の地域移行を進めていかななくてはならないというのは大きな方向ではありますが、受け皿づくりがしっかりしていない状況下で進めていくというのも無理なことであると思ひます。

◆委員

障害者自立支援法の今後の行方についていろいろと意見が出ているわけですが、政府の方針もころころ変わっており、県の事業者も困っていると思ひますが、何より利用者が心配しています。ただ、いろいろと政府の対応が変わっていく中で大きく評価できる点もあります。世界全体の流れでもあるのですが、障害者権利条約の制定に向けた動きの中で、多くの当事者の意見を踏まえ、みんなが合意するものとして発表されたということはこれまでになかったことであり、そういう面での前進面もあったと思ひますし、さらに基本的な考え方として、施設をあるいは施策をどう充実させるかということも大事な方向であったわけですが、これに加えて、障害のある人の権利保障をきっちりと確立させていこうというの、これまでになかった大きな前進であったと評価できる点であると思ひます。今後、限られた枠の中で県の施策をどう充実させていくかということが今問われているところであると思ひます。2点ほど質問させていただきたいと思ひます。一つは障害のある人たちの就労の支援の関係で、事業所の役割と事業所の理解は非常に大きいと思ひます。一般就労しながらも挫折して福祉的就労へ戻った人たちの話を聞くと、ここをもう少し理解してくれたら続けられたのにと思ひすることが多くあります。事業所への支援策もありますが、障害のある人たちへの関わり方についての理解やサポートをもっともっと高めて欲しいと思ひます。今後の施策の中でそういうことも重視して欲しいと思ひます。もちろん何もしていないということではありませんが、さらにということで進めていただきたいと思ひます。2点目は、目標を掲げてこれから整備を進めていくわけですが、基盤整備を進めなければならないことが多々あります。ハード面の整備も進めないといけないのですが、意欲はあってもお金がないために整備ができないということがあります。そういった面

の支援を県としてももう少し力を入れるべきではないかと思います。旧体系から新体系への移行を進めるために補助もありましたが、これがなくなってしまう中で県として支援策を考えているのでしょうか。もう一つは、NPOが経営する事業所がかなり増えています。社会福祉法人の場合は施設を作る場合にも、いろいろな支援があるわけですが、NPO法人の場合は、施設を作るという面からの低利の借入れをするというような制度はないと思うのですが、そういうものを工夫していただければ、もっと良いのではないかと思います。施設整備についての御意見をお聞かせ願えればと思います。

◇古南障害福祉課長

雇用主に対する理解の促進という点について、国においても障害者雇用促進センターが設けられて雇用主に対する働きかけも行っているのですが、県の場合であれば、例えば発達障害者支援センターでは、雇用主や雇用を考えている事業者の発達障害のある人への理解の促進を図っており、県としても取り組んでいるところです。労働局等と連携しながら、さらに雇用主の理解を進めていかなければならないと思います。一人一人違いますので、支援できる仕組みを作って行かなければならないと思います。基盤整備についてですが、基盤整備を進めるためのお金が国から来ておりまして、特別対策支援事業という形で基金を県の方に設けて、ずっとやって来て本来はこの23年度で終わる予定だったのですが、4次補正で基金への積み増しを国の方が考えているようで、平成24年度もハード整備を含めた事業が継続してできると思っています。それと並行しまして社会福祉施設の整備について、国庫と県費で整備をする制度があるのですが、これにつきましても社会福祉法人だけでなく、事業によりますが、NPO法人に対しても補助金の対象になっているものもありますので、そういうものを活用していただくことも可能であると思います。それから、借入れにつきましても、福祉医療機構からの借入れは社会福祉法人でない認められない場合もありますが、補助を活用できる部分は補助を使っただけということが可能であろうかと思えます。規模が大きかったりすると何回も同じ事業者にとっても難しい面もありますので、ご希望に添えないこともあるかも知れません。まずは、補助金等の活用ができるものは活用していただきたいと思えます。

◆委員

引き続ききめ細かな取組をお願いしたいと思います。企業の理解、そこで働く人の理解を求めていただきたいと思います。補助金のみで頼ることは想定していませんが、借入れしても整備したいという意欲のあるところのために低利の融資制度を検討していただきたいと思います。

◆委員

実績の一部について修正をお願いしたいと思います。また、障害者相談員制度につきましても、精神障害者の相談員制度がありません。地域移行・地域定着のためにも身近なところに相談員の配置を検討していただきたいと思います。

◆委員

地域で生きていくために頼りになるのは相談員であり、相談できる人がいないと生きていけません。検討をお願いします。

◇則安健康推進課長

精神障害のある人の相談については、地域保健に携わる専門職により対応してきておりますが、地域相談支援センターにおける相談については、十分な対応が可能となるよう取り組むべきと考えています。

◇古南障害福祉課長

基幹相談支援センターのことを指しているのではないかと思います。これは市町村に設置していただくことを想定しており、市町村の相談支援業務の中核となるものです。イメージとしては高齢者の地域包括支援センターのようなものであると思われるのですが、精神科の緊急対応に特化されたものではありませんが、いずれはそういう機能も担わなければならないのではないかと思います。

◆会長

相談センターの整備を進めて行くとだんだんと専門性が薄れていきます。相談に応じられるスタッフを確保していかないとシステムとしては成り立ちません。

◆委員

特別支援学校ではどの学校も進路先の確保について事業主といろいろと交渉しながら進めているところであり、幸い本年度は何とか収めていただけるような状況にはなりつつあるのですが、現状としての厳しい状況をお伝えします。特に本校では知的と肢体不自由とがありますが、知的の場合、一般の就労が3～4人程度、生活介護が3～4人程度、他の20名は就労継続支援B型という状況です。B型の事業所が少なくなっており、子どもが選ぶのではなく、あいたところ狙うという状況です。選べない状態が続いており、B型の事業所を増やしていただきたいと思っております。肢体不自由については、ほとんどが生活介護ですが、本人の希望で選べるような状況ではなく、やはり、あいているところ狙うという状況です。3つ以上の事業所を兼ねながら1週間で埋めていくという作業になっています。介護の職員の方々とお近づきになるのも難しくなっている状況です。器の確保を是非ともお願いしたいと思っております。また、サービスの内容や質の向上を図るために指導員の研修や事業者の切磋琢磨も必要と思われると思います。事業所を確保することが課題ですと書いておりますが、どうやって確保していくのかという見通しをお聞かせ願いたいと思っております。また、短期入所についても書かれていますが、利用したくてもできないという状況です。介護保険事業者の活用という目標もありがたいのですが、その中味について教えてください。

◇古南障害福祉課長

障害者自立支援法になって、サービス事業者は自主参入を原則としていますが、どれぐらいニーズがあるかということを見るときに、市町村計画を見るとある程度ニーズが見えてくる場合があると思います。特別支援学校の子どもさんが高等部を卒業したときに、どういうサービスを利用する可能性があるかを市町村別、学年別に調べていただきました。それを市町村ごとにフィードバックして、利用見込量の算定基礎としていただきました。これを事業者が参入を検討する際に役立てていただくことを期待しております。基準該当サービスというのは、介護保険の事業者を使用しても良いと市町村が判断すれば、利用できる場合があるので、そちらを利用して日中活動の場を確保することが可能であり、そういったことも進めていきたいと思っています。

◆委員

A型事業所で就労できる子どもたちもいるのにB型事業所に進めなくても良いのではないのでしょうか。

◆委員

まずはA型を進めるのですが、長続きしないのです。

◆委員

A型事業所を止めてどこへ行ったというようなデータはありますか。

◇障害福祉課原総括参事

今の仕組みではありません。

◆委員

実利用者数の調査の中で退所した人について取っていませんでしたかね。

◇古南障害福祉課長

日中活動系サービスの中での移行の調査ならあります。

◆委員

まず、サービス提供事業所の存在や数値目標が設定されていることを知らない家族がいるので、情報提供の流れを作りたいと思います。療育手帳所持者の情報は公表されないが、情報が入っていけばと思います。2点目ですが、市町村職員の方の障害福祉制度への認知度を高めるような取組をお願いしたいと思います。3点目ですが、生活保護受給者が貧困ビジネスの対象とされていますが、貧困ビジネスとならないようにしたいと思います。事業者の指定に当たって慎重をお願いしたい。4点目ですが、支援法の改正案が示されていますが、利用者が慌てないような初動対応をお願いしたいと思います。回答はいりません。

◆委員

先ほどの実績の修正は行うのですか。

◇古南障害福祉課長

すりあわせをしっかりとして修正をします。

◆委員

次回の第4期計画では、岡山県の独自の目玉となるような取組を盛り込んでいただきたいとお願いしたい。

◆会長

岡山県らしさを出すような取組について検討をお願いしたい思います。

◆委員

重度の障害のある人等の在宅就労支援の推進を行う事業の主体と現状が分かれば教えていただきたいと思います。次に、どこでどういうサービスを受けられるかということを利用者への周知をお願いしたいともいます。それから障害のある人の仕事への定着ということで、発達障害の雇用について、アウトソーシングをすることにより、施策が充実するのではないかと思います。これは私のコメントです。

◆委員

平成26年度に福祉施設から一般就労へ移行する全ての人々が障害者就業・生活支援センターにおいて支援を受けられるようにすることを目指しますと記載されていますが、平成26年度のみということでしょうか。また、全ての人々が本当に可能かという疑問があります。また、国においてモデル事業を創設する意向であるように聞いていますが岡山県としてはどのように考えておられますか。

◇古南障害福祉課長

障害者ITサポートセンターを通じての受発注を行っていますが、センターとの連携強化を図っていきたいと考えています。また、平成26年度としていますのは、書いていないだけで、平成26年度のみということではありません。

◇障害福祉課原総括参事

国のモデル事業については詳細を把握していません。

◆会長

今日の議論を踏まえた修正につきましては、私に一任いただきたいと思います。名称については事務局で案がありますか。

◇古南障害福祉課長

案を取っていただき、第3期岡山県障害福祉計画としていただければと思います。

◆会長

では第3期岡山県障害福祉計画ということでよろしいか。

(異議なし)

◆会長

では、第3期岡山県障害福祉計画という名称といたします。ほかに何かありますか。

◆委員

県北と県南の格差の解消のため、県北への力添えをお願いします。

◆会長

はい。では本日の議事は全て終了しました。事務局から何かありますか。

◇障害福祉課山本総括参事

小池会長、議事進行いただき、ありがとうございました。本日いただいた御意見を十分に勘案し、今後、障害のある人のための施策を推進してまいりたいと思います。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。これをもちまして本日の議事を終了します。長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。